

Title	会計実践の実相
Sub Title	The nature of accounting practice
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shoji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2014
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.57, No.3 (2014. 8) ,p.1- 15
JaLC DOI	
Abstract	筆者は、現にある会計実践を合理的に説明する説明理論の構築を企図しているが、そのためには、そのある会計の実相を明らかにしなければならない。すなわち、このある会計というのは、けっして首尾一貫した存在ではなく、経済性に規定された簡便法もあるし、さらには、いわゆる会計の政治化に起因する、誤った処理方法も存在する。したがって、そうした簡便法の存在、あるいは誤った処理方法の存在を明確に認識すること、ひいては、その正則法や妥当な処理方法を想定しておくことが、説明理論の構築にとり不可欠なのである。本稿は、そうした問題意識のもとに、現行会計実践の実相の一端を明らかにすることとしたい。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20140800-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

会計実践の実相

笠井昭次

<要約>

筆者は、現にある会計実践を合理的に説明する説明理論の構築を企図しているが、そのためには、そのある会計の実相を明らかにしなければならない。すなわち、このある会計というのは、けっして首尾一貫した存在ではなく、経済性に規定された簡便法もあるし、さらには、いわゆる会計の政治化に起因する、誤った処理方法も存在する。したがって、そうした簡便法の存在、あるいは誤った処理方法の存在を明確に認識すること、ひいては、その正則法や妥当な処理方法を想定しておくことが、説明理論の構築にとり不可欠なのである。本稿は、そうした問題意識のもとに、現行会計実践の実相の一端を明らかにすることとしたい。

<キーワード>

受取利息、割引債、貸付金、修繕費、改良費、買掛金、支払利息、損傷費、ある会計、あるはずの会計、あるべき会計、説明理論、規範理論

今日、会計理論と言えば、一般的には、論者の何らかの価値判断に基づいて特定の利害関係者の意思決定に資する計算目的を措定し、それにそぐう処理規約を構築することが想定されているようである。意思決定有用性を最高規範とするかぎり、どうしても、そうした主張にならざるを得ないのかもしれない。ここでは、こうした理論構築の在り方を規範理論とよんでおこう。

しかしながら、意思決定に役立つということは、情報一般の要件であるから、この規範理論によって構築された処理規約が、現実の会計実践においてなされている必然性は、ない。すなわち、今日、会計情報として一般に認められているのは、複式簿記によって産出されたいわゆる財務諸表にすぎないのであるから、そしてその複式簿記情報は、いわゆる情報のうちの九牛の一毛にすぎない。したがって、それが、任意に想定された計算目的のもとに形成された処理規約と合致する必然性など、あり得ないのである。そのかぎりでは、規範理論において形成される処理規約は、会計実践としては存在しない蓋然性が高いのであるから、ここでは、これを、「ない会計」とよんでおこう。

規範理論というのは、一定の価値判断のもとに、この「ない会計」の重要性を認識し、現実化

させようとしているのであるから、将来あるべき会計を企図していると言ってよいであろう。つまり、この理論類型は、「ない会計」を「あるべき会計」として構想する理論体系に他ならない。

それに対して、現実になされている会計実践を「ある会計」とよべば、この「ある会計」の根底に潜んでいる原理を探求しようとする理論類型も、想定し得る。これは、規範理論にみられる価値判断を回避して、「ある会計」に内在する原理をいわば発見しようとするのである。これを、ここでは説明理論とよんでおこう。もちろん、その「ある会計」の根底には、特定の利害関係者にかかわる計算目的が内在するはずであるが、しかし、それは、説明理論においては、論者の価値判断に基づいて措定されたものではなく、「ある会計」の所与の原理として見出されるべき存在なのである。そのかぎり、論者の価値判断が、なされているわけではない。その意味において、規範理論ではなく、説明理論と言えるのである。

会計理論は、こうした意味での説明理論たるべきであると筆者は考えているが、本稿の企図は、そのことを前提にして、「ある会計」の実相を明らかにすることにある。

「ある会計」というのは、制度的規定（ならびにそれを敷衍する解説書あるいはテキストの類い）および企業の現実の会計処理行為によって形成される会計実践に他ならないが、それが、秩序的な存在であるなら、基本的には、単にそれらを帰納要約しさえすれば、おのずと説明理論としての会計理論が形成される、ということになる。

しかし、現実には、会計実践は、そのように首尾一貫した存在ではない。そこには、経済性に導かれた簡便法も、さらには、いわゆる会計の政治化といった現象などに起因して、理論的に誤った処理方法すらも含まれているのである。そうした妥当ではない処理方法が混在するかぎり、そこに、統一的な原理を見出すこと（つまり、首尾一貫した説明理論を構築すること）など、およそ不可能であろう。したがって、会計実践のそうした実状を正しく認識しておくことは、首尾一貫した説明理論を構築するさいにも、きわめて重要なのである。

そこで、ここでは、簡便法の存在の問題、および誤った処理方法の存在の問題を、それぞれⅠおよびⅡで検討する。そうした会計実践の実相を念頭におくと、「ある会計」をもって説明理論の対象とするという表現は、必ずしも妥当ではない。そこで、この「ある会計」に対して、正則法および妥当な処理方法の集合を「あるはずの会計」とよべば、この「あるはずの会計」こそが、説明理論の対象とみななければならない。もっとも、上記において、規範理論については、「あるべき会計」という用語も用いたので、ここで、改めて、「ある会計」・「あるはずの会計」・「あるべき会計」の関係を取り上げよう。その検討をⅢにおいて行なうことにする。

I 簡便法の存在を巡って

まず会計実践においては、簡便法が混在しており、そのために、統一的な原理を見出すことが妨げられている、という点を明らかにしよう。そのことを、ここでは、受取利息および修繕費・改良費の事例によって考えることにする。

(1) 受取利息の処理

まず受取利息の処理であるが、いま第Ⅰ期期首に、現金100を貸付け、年利10%の利息は、各期末(会計期間は1年)に現金で受取るとすれば、その仕訳は、一般に、次の図表の下段のようになる。

図表 1

	第Ⅰ期期首	第Ⅰ期期末	(第Ⅰ期期末評価額)
割引債	割引債100, 現金100	(イ) 割引債 10, 受取利息 10	割引債110 = 非取得原価?
貸付金	貸付金100, 現金100	(ロ) 現金 10, 受取利息 10	貸付金100 = 取得原価?

↓

(ロ') ①貸付金 10, 受取利息 10
②現金 10, 貸付金 10

その第Ⅰ期期末の仕訳(ロ) [現金10, 受取利息10] の妥当性については、今日の会計実践(および会計理論)においては、まったく疑念をもたれていない、と言ってよいであろう。しかし、このように、現金が一方的に流入して利得が生ずることなど、経済事象としてあり得るのであるか。考えられるとすれば、現金の拾得などであろうか。その場合には、たしかに [現金××, 利得××] といった仕訳を切らざるを得ないであろう。しかし、現金の拾得というのは、厳密には、経済事象とまでは言えない。そのかぎり、例外事象というより仕方ないのである。その点、貸付金の受取利息は、商品の売買などと共に、企業の重要な経済事象を構成している。経済事象であるかぎり、現金の流入に対しては、その対価として、商品の出(商品の販売の場合)とか、あるいは将来の現金の出を意味する債務(資金の借入れの場合)とかなどが、随伴するのではないだろうか。

そうした意味において、現金の一方的流入と利得とが対になった仕訳は、経済事象としては、不可解である。そこで、この点を検討するために、利息後払いの割引債と比較することにしよう。いま、2年後の第Ⅱ期期末に121のキャッシュインフローが約束されている割引債を第Ⅰ期期首に購入したとしよう。その利率が10%であるとすれば、その価格は、 $100(=121 / 1.1^2)$ である。つまり、第Ⅰ期期首に現金100で購入すると、その利息21(=121-100)の全額が、元本100と共に、償還期の第Ⅱ期期末に支払われるのである。この第Ⅰ期期末の仕訳は、上の図表の(イ)のようになる。

割引債の場合には、受取利息に対応しているのは、現金ではなく割引債である。受取利息の処理は、割引債の場合と貸付金の場合とでは、明らかに異なっている。この相違は、ともすれば、単なる相手勘定の相違にしかすぎないと思われがちであるが、けっしてそうではない。それは、評価原則にもかかわってくるのである。すなわち、貸付金の場合には、第Ⅰ期期末評価額は取得原価¹⁾であるとも解釈できるが、割引債の場合には、とうてい取得原価とは言い難い。このように、その相手勘定の相違は、評価原則にもかかわる重要な問題なのである。

貸付金も割引債も、共に定利の獲得を企図した金融資産であるのに、その両者には、統一的な

原理がないのであろうか。

この点、貸付金の処理(ロ)は、簡便法にすぎず、その正則法は(ロ')と考えれば、統一的に説明することも可能になる。すなわち、金融資産である割引債は、第Ⅰ期期首の評価額100から、時間の経過と共に利息が発生し、その額10だけ、割引債自体の評価額が増加するのである。したがって、第Ⅰ期期末には、(イ)のような仕訳になる。実は、このことは、貸付金も同じであり、第Ⅰ期期末には、同一の時間が経過したいじょう、利息が発生し、その額10だけ、貸付金の評価額が増加する。したがって、(ロ')①のように仕訳される。この点は、割引債と異なるところはない。したがって、割引債も貸付金も共に、元本額に受取利息額を加えた金額によって評価されることになる。ここに、定利の獲得を企図する金融資産に関する共通の原理が見出せるのである。

しかし、割引債は、その利息が償還時に一括して支払われるのに対して、貸付金の場合には、毎期末に支払われる約束になっている。現実に利息が支払われれば、その額だけ、貸付金の債権価値は減少する。かくして、貸付金の場合には、②の仕訳が追加されなければならない。この仕訳の有無が、割引債と貸付金との相違(種差)を表現しているのである。

以上のように考えれば、貸付金の正則的な処理方法は(ロ')であり、今日一般に普及している(ロ)は、その簡便法に他ならないのである。²⁾

ここで重要なことは、貸付金を正則法によって処理することによって初めて、貸付金と割引債との統一的な原理、および両者の相違(種差)を理解することが可能になる、という点である。簡便法によっても、財務諸表における結果として得られる数値には、相違はないが、統一的な処理原則を索出する場合には、まったく役立たないのである。そうであれば、理論研究においては、簡便法を排し、正則法によって考えることが、きわめて重要なのである。

とりわけ、財務諸表を中心とした見方が支配している今日の会計理論学界においては、簡便法であろうと正則法であろうと同一の結果になるので、両者の相違ということなど、視野に入らない。それだけに、貸付金と割引債との統一的な原理の索出、および両者の相違(種差)の識別は、妥当な会計理論の形成にとり重要な知見なのである。

1) 割引債の評価額は、一般的には、償却原価と言われ、その名称から推察できるように、取得原価に近い評価額とみなされているようである。しかし、そうした理解は、理論的に妥当ではない。その点は、拙著『現代会計論』377～382ページを参照されたい。

2) 本文では、割引債の処理が正則法、貸付金の処理が簡便法という位置づけのもとに議論を展開したが、もちろん、その逆に、割引債の処理を簡便法とみなす理解もあり得よう。その場合には、割引債は、正則的には、[現金10, 受取利息10] [割引債10, 現金10]と仕訳されなければならないことになる。

理論は仮説の体系であるから、こうした仮説を想定することも、もちろん不可能ではない。しかし、仮説であるいじょう、その妥当性いかんが、何らかの形で論証されなければならない。その視点からすると、結論的には、前記の正則的な仕訳のうちの[割引債10, 現金10]は、理論的に成立しないと筆者は考えている。すなわち、この仕訳によれば、「10という測定値をもつ割引債を現金10の支出により取得した」という経済事象が生じたと考えなければならないが、そうした経済事象は、どこにも存在しないのである。そのかぎりでは、[割引債10, 現金10]という仕訳は、反証されているのである。

そのように考えれば、割引債の正則法としての[現金10, 受取利息10] [割引債10, 現金10]という仮説は、理論的に成立しないと筆者は考えている。

(2) 修繕費・改良費の処理

次に、修繕費および改良費を取り上げよう。いま現金100で購入した機械につき、(イ)その機械の耐用年数を延ばす改良のために、現金20を支出した場合、および(ロ)そうした改良の要素はなく、単純な修繕のために、現金20を支出した場合というふたつのケースを考えてみよう。一般的には、次のように仕訳される。³⁾

図表 2

(イ) 改良の場合	(ロ) 修繕の場合
購入時：機械100, 現金100	購入時：機械100, 現金100
改良時：機械20, 現金20	修繕時：修繕費20, 現金20

これまでのところ、テキストのみならず、いわゆる理論書とみなされている文献においても、上記のような仕訳に疑念が提起されることなど、まったくないと言ってよいであろう。しかし、このような仕訳で、本当に、改良および修繕という経済事象が、適切に表現されていると言ってよいのであろうか。

(i) 修繕事象

まず修繕事象であるが、修繕を行なったさいの仕訳〔修繕費20, 現金20〕は、修繕事象を適切に表現しているとは言い難い。この点についてのより本質的な問題点は、次のⅡ(2)に譲るとして、ここでは、当面、この仕訳に即して、その妥当性を検討しよう。そもそも、現金支出に対して、費用(修繕費)が発生することなど、あり得るのであろうか。費用というのは、言うまでもなく、役に立ってしまった経済財を意味している。企業があえて現金支出を行なうのは、これから役に立つ経済財(会計的に言えば、資産)を獲得するためになのではないだろうか。そして、その資産が、現実にその役立ちを果たすことによって(つまり、費消されることによって)、費用になるのではないだろうか。具体的な事例で言えば、現金で商品を購入したからと言って、直ちに売上原価になることは、ない。会計的に表現すれば、商品購入時に、〔売上原価××, 現金××〕と仕訳されることなど、あり得ない。現金支出に対しては、特定の役立ち(将来における販売益の産出)を果たすものとしての商品という資産が対応する〔商品××, 現金××〕。そして、その商品が、消費者に引渡されること(費消されること)によって、(その引渡された(費消された)商品を意味する)売上原価という費用〔売上原価××, 商品××〕になるのである。

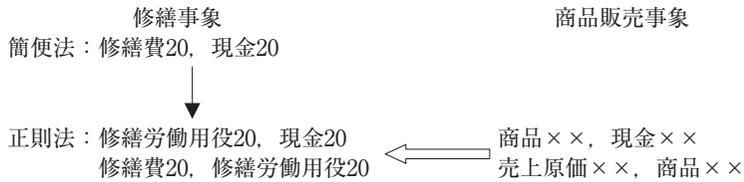
この論理に照らしてみれば、修繕の発生と現金支出とを直接的に結び付けることは、損益計算を計算目的とするかぎり理論的には誤りであり、⁴⁾そうした処理は、一種の簡便法と考えられなければならないはずなのである。それを示したのが、次の図表である。すなわち、現金支出により

3) 改良の場合の仕訳は資本的支出、修繕の場合の仕訳は収益的支出と説明されることからすれば、こうした仕訳は、複会計制の考え方に影響されているのかもしれない。複会計制については、拙著『会計の論理』第11章Ⅳを参照されたい。

4) 現金支出と費用発生とを結び付ける体系は、一般に、現金主義会計とよばれている。しかし、それでは、妥当な損益計算の遂行はおよそ不可能なので、今日のいわゆる発生主義会計が生成したのである。この点については、上掲拙著第11章Ⅱを参照されたい。

獲得されたのは、修繕労働用役であり、その修繕労働用役という資産が、修繕費になるのである。

図表 3



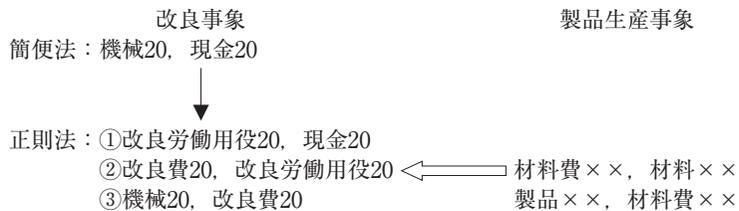
もちろん、用役にはストックがないので、購入された修繕労働用役は、直ちに費消され、修繕費になる。そこに、タイムラグはない。しかし、そうであっても、理論的な取扱いにおいては、修繕労働用役の購入と費消とは、峻別されなければならない。そうでないと、価値生産活動の費用生成過程を、[現金支出→資産取得→費用発生]として統一的に説明することが、不可能になってしまうし、さらに、思わぬ理論的過誤を犯すことにもなりかねないのである。

いずれにしても、会計実践には、こうした簡便法に至る所に存在しているので、理論的な考察にさいしては、正則法に立ち戻って検討することが、不可欠なのである。

(ii) 改良事象

次に改良事象であるが、改良が行なわれたさい、一般的には、図表2(イ)に示したように、[機械20, 現金20]と仕訳されているようである。しかし、この仕訳は、けっして改良事象を適切に表現するものではない。なぜなら、ひとつの独立の単位としての機械20を新たに購入したという経済事象とも理解できるからである。つまり新規購入とは異なる改良事象の経済的特質は、この仕訳によっては表現できないのである。改良事象の固有の特質を表現するためには、次の図表の正則法のように仕訳されなければならない。

図表 4



正則法の①および②の仕訳は、本質的には、修繕費のそれと同じである。したがって、問題は、③の仕訳であろう。費用(改良費)が資産(機械)に振替えられる、というのはどういうことであろうか。一見すると、奇異なことのように感じられるであろう。しかし、会計的にみれば、けっして、そうではない。この仕訳によって、改良労働用役という資産価値が、機械に移転する現象が適切に表現されるのである。つまり、改良労働用役の、機械へのこうした価値移転現象というのは、会計的には、改良労働用役の費消(②の仕訳)とその機械への転化(③の仕訳)との

複合事象として表現できるのである。そして、こういう表現形式は、価値移転現象の典型例とも言える製品生産のプロセス（原価計算）においては、日常茶飯に行なわれている。それを示したのが、前記図表の右側の仕訳に他ならない。材料が投入されて製品が生産されるというプロセスにおいて、材料が費消されて材料でなくなるわけであるから、一度材料費を構成しなければならない。次いで、その材料費が製品に振替えられる処理が、必要になるのである。

こうした正則法によって、機械を外部から新たに購入したという事象とは異なるものとしての改良事象が、適切に表現され得るのである。今日、一般になされている仕訳は、それを相殺した簡便法にしかすぎない。重要性が作用する実務において簡便法を利用するのは一向に差し支えないが、理論研究にさいしては、正則法を想定しなければならない。そうでないと、購入事象と異なる、改良事象固有の特質が表現できなくなってしまうからである。

いずれにしても、改良費について一般になされている仕訳は、簡便法にしかすぎず、したがって、改良事象を適切に表現するものではない。一般的になされている仕訳には、こうした簡便法が混在していることには、くれぐれも留意しなければならない。

II 誤った処理方法の存在を巡って

次に、会計実践においては、誤った処理方法も混在している点を取り上げよう。この場合にも、そのことを認識しないかぎり、統一的な原理を索出することが困難になるのである。この点を検討するために、ここでは、買掛金の処理および修繕費の処理を、それぞれ（1）および（2）において俎上に載せることにしたい。

（1）買掛金の処理

いま現金買いなら100、掛買い（1ヵ月後に支払の約束）なら110の商品を、5月1日に掛けて購入したとしよう（ただし、3日以内に支払えば、10の割引があるとする）。その場合、現行会計実践においては（さらには、テキストおよび理論書においても）、一般に、[商品110、買掛金110]と仕訳される。しかしながら、商品および買掛金に付された測定値110に、はたして合理性がある⁵⁾のであろうか。ここでは、買掛金に焦点を当てて検討することとしたい。

5) 商品についての疑問にも付言すれば、次のようになろう。掛けで商品を購入した場合、その商品は、今日の会計実践においては、掛買いの金額110で測定される。そのことは、まったく疑問の余地がないとみなされていると言ってよいであろう。しかしながら、他方で、この商品を現金で購入した場合には、これまた、ごく当然のこととして、[商品100、現金100]と仕訳される。そこでは、この商品は100と評価されているのである。

同一の商品であるにもかかわらず、その商品が、掛買いの場合には110で、現金買いの場合には100で評価されているのである。こうした会計処理に妥当性があるのであろうか。現金買いと掛買いとは、単に支払方法の相違にしかすぎないが、そのことが、商品の価値（価格）に影響を与えるのであろうか。製品の製造価格に相違がある場合とか、需給関係が異なっている場合とかには、商品の価値（価格）が異なったものになる、ということは理解できる。しかし、支払方法の相違によって、どうして、商品の価値（価格）が変わるのであろうか。

(i) 問題の所在

まず、5月1日に購入し、約定支払日の6月1日に支払った場合の仕訳を示せば、一般的には、次の図表の上段(イ)のようになろう。

図表5

	入帳日(5月1日)	約定支払日(6月1日)
(イ) 買掛金	商品110、買掛金110	買掛金110、現金110
(ロ) 借入金	現金100、借入金100	借入金100、現金110 支払利息 10

買掛金のこうした会計処理の妥当性をみるために、ここでは、借入金の事例と比較することにしてしよう。いま5月1日に現金100を借入れ、6月1日に10%の利子10と共に返済したとすれば、その仕訳は、上の図表の下段(ロ)のようになる。このふたつの仕訳を対比しながら、まず(イ)買掛金の処理の特質をみてみると、①入帳時の買掛金が、約定支払日という将来日の支払額110で評価されていること(将来支出額性)、およびその結果として、②約定支払日に支払利息が計上されていないこと(支払利息非計上性)の2点が、指摘できる。

それに対して、(ロ)の借入金の特質については、①入帳時の借入金が、入帳時現在の収入額100で評価されていること(現在収入額性)、およびその結果として、②約定支払日に支払利息10が計上されていること(支払利息計上性)という2点が、指摘できる。

買掛金と借入金とは、同じく負債に属しているが、その測定規約は、上記の2点の特質からみれば、まったく異なっている。負債という同一のカテゴリーに属しているにもかかわらず、どうして、両者は、異なった評価規約に服しているのだろうか。換言すれば、会計実践には、どうして、こうした矛盾した評価規約が混在しているのだろうか。

もっとも、買掛金と借入金とは、同じく負債概念に属してはいても、その下位分類としては異なったカテゴリーに属しているとすれば、評価規約が異なっていることも、あり得るであろう。しかし、その場合には、今度は、両規約に共通する(上位概念としての)負債概念一般の評価規約を形成しなければならないが、そうした評価規約は、定式化されていないのである。

いずれにしても、そうしたことをも含め、買掛金と借入金との、(イ)と(ロ)という異なった評価規約につき、合理的な説明はなされていない。それにもかかわらず、現行の会計実践においては、こうした矛盾している会計処理の混在(評価規約の首尾一貫性の欠如)が、そのまま放置されているのである。このことは、会計実践の実相を理解するうえで、ゆるがせにできない事実である。

そこで、買掛金および借入金の合理的な会計処理について、ここでは、①入帳時における負債(買掛金・借入金)の債務価値、および②支払利息の計上の是非というふたつの視点から検討することにした。

(ii) 支払利息の計上の是非

まず②支払利息の計上の是非という点を取り上げよう。この点を検討するために、ここでは、(イ)買掛金については、5月1日に早期支払の割引を利用したケース、および(ロ)借入金についても、急遽5月1日に返済したというケースを考えてみよう。(イ)については、仕入割引という利得が生じたとみなされ、[(借)買掛金110, (貸)現金100, 仕入割引10]と仕訳される。他方、(ロ)については、突然の返済なので、何らかのペナルティが課されることはあるにしても、それは当年度外視すれば、借入れた金額100を返済すればよいはずである(もっとも、借入時から返済時まで何らかのタイムラグがあるはずなので、純経済的にみても、なにがしかの支払利息はつくはずであるが、そうしたタイムラグは、ここでは無視しておこう)。したがって、[(借)借入金100, (貸)現金100]という仕訳になろう。

図表5に、このケースを加えれば、次のようになる。

図表6

	入帳日(5月1日)	早期支払日(5月1日)	約定支払日(6月1日)
買掛金	商品110, 買掛金110	買掛金110, 現金100 仕入割引 10	買掛金110, 現金110
借入金	現金100, 借入金100	借入金100, 現金100	借入金100, 現金110 支払利息 10,

買掛金については、早期支払日(5月1日)には、仕入割引という利得が生じているのに対して、約定支払日(6月1日)には支払利息が発生していない。他方、借入金については、支払利息が、早期支払日(5月1日)には発生していないのに対して、約定支払日(6月1日)には発生している。純経済的にみた場合、どちらが妥当なのであろうか。

言うまでもなく、買掛金および借入金を金融債務とみるかぎり、借入金の処理のほうが、妥当であろう。すなわち、借入れた企業は、約定支払日に返済した場合には、借入れた資金100の効用を1ヵ月間自由に利用できたわけであるから、その1ヵ月間分の時間的報酬として、支払利息を負担しなければならない。そのことは、経済の論理からすれば、ごく当然のことであろう。それに対して、早期支払日(5月1日)には、資金100の効用を実質的に享受しなかったのであるから、支払利息が付かないことには、合理性がある。

それに対して、買掛金の会計処理は、どうであろうか。この買掛金も、言うまでもなく金融債務に他ならない。すなわち、商品の購入にさいして、現金を支払っていれば、当該企業の利用できる資金は、100だけ減少したはずである。しかるに、掛けで購入したことにより、約定支払日の6月1日まで、100だけの資金を利用できたわけである。したがって、当該企業にとり、減少しなかった資金100は、購入先企業より与えられた信用の供与に他ならない。借入金のような資本信用とは異なり、商品の売買に伴う流通信用という形態ではあるが、買掛金が、提供された資金の調達源泉を意味しており、その点では、借入金と異なるところはない。

そうであれば、買掛金についても、資金を利用できた期間に対する時間的報酬が随伴することは、経済の論理としては、きわめて当然のことであろう。それなのに、実質的に資金の提供を受けなかった早期支払日（5月1日）に、どうして仕入割引という利得が、生じるのであろうか（そもそも、資金の提供を受けたのに、利得が発生することなどあり得るのであろうか）。それに対して、約定支払日（6月1日）には、その日まで実質的に資金の提供を受けたのであるから、支払利息が計上されてしかるべきであろう。それなのに、どうして、支払利息が発生しないのであろうか。

以上のように考えれば、買掛金の処理には、経済的にみて、明らかに合理性が、欠けていると言わざるを得ない。その原因は、入帳時の買掛金の債務価値を110とみたことに由来している。そこで、次に、この点を検討しなくてはならない。

(iii) 入帳時の債務価値

買掛金の入帳時現在の債務価値は、本当に110なのであろうか。言うまでもなく、現金110の支払義務を負っているのは、約定支払日の6月1日のはずである。それなのに、5月1日の入帳日における買掛金の債務価値が、どうして、6月1日という将来における支払義務によって評価されるのであろうか。

この点を、借入金によってみておこう。借入金の場合、入帳日（5月1日）に現金100の入金があったので、入帳日（5月1日）における債務価値は、100のはずである。だから、その早期支払の場合に、早期支払日（5月1日）において現金100を返済すればよかつたのである。こうした借入金の処理には、合理性がある。

この論理に照らして買掛金を解釈すれば、早期支払の場合に、早期支払日（5月1日）に現金100だけ支払えばよいということは、入帳日（5月1日）における買掛金の債務価値は、本当は100に他ならない、ということを含意しているのではないだろうか。

この点を、商品購入の経緯から確認すれば、次のようになろう。すなわち、商品を現金で購入していれば、入帳時には、資金100だけ減少していたはずである。しかし、掛買いにすることにより、その資金100が減少することなく利用可能になったわけである。そうだとすれば、仕入先から提供された信用の額は、入帳時には、現金購入だった場合の現金支払額100だったのではないだろうか。つまり、買掛金の債務価値は、入帳時には、純理論的には100なのであるが、6月1日の約定支払日までその信用を利用することにより、支払利息10が発生し、約定支払日（6月1日）には、110になったのである。

そのように考えれば、買掛金の妥当な処理は、次のようになる。

図表 7

	入帳日（5月1日）	早期支払日（5月1日）	約定支払日（6月1日）
買掛金	商品100, 買掛金100	買掛金100, 現金100	買掛金100, 現金110 支払利息 10 ⁶⁾
借入金	現金100, 借入金100	借入金100, 現金100	借入金100, 現金110 支払利息 10 ⁷⁾

買掛金の処理は、借入金のそれとまったく同じになる。それは、買掛金も借入金も、満期保有目的の金融債務という同一のカテゴリーに属しているいじょう、きわめて当然のことなのである。

今日の会計実践では、図表6に示したように、買掛金と借入金との処理には、整合性が欠けていた。それは、買掛金が将来支出額評価、借入金が現在収入額評価という矛盾した評価規約に準拠しているからである。会計実践には、このように、同一のカテゴリーであるにもかかわらず、矛盾した評価規約が混在しているのである。

したがって、こうした評価規約をそのまま是認するかぎり、首尾一貫した評価原理を形成することなど、およそ不可能であろう。この場合には、買掛金の処理規約が誤りである、ということが認識されなければならないのである。

(2) 修繕費の処理

修繕がなされると、一般に、[修繕費××, 現金××]と仕訳されるが、これが、[修繕労働用役××, 現金××]・[修繕費××, 修繕労働用役××]の簡便法であることは、既にI(2)で指摘したので、ここでは、より本質的な問題、すなわち、この仕訳によって、修繕がなされるという現象の全体が適切に表現されているのか、という問題を俎上に載せることにしたい。

一般的には、上記の仕訳のように、修繕費の計上に始まり、かつその仕訳で完結してしまっている。しかし、修繕にかかわる事象は、修繕費の計上に始まっていてよいのであろうか。

もっとも、例えば改良という事象についても、改良費の計上に始まり、かつそれで完結している。そのかぎりでは、修繕という事象は、改良という事象と同じタイプと言えないでもない。しかし、改良の場合には、機械の性能を向上させることを企図しているのであるから、もともと、機械それ自体に格別に不具合があるわけではない。したがって、改良費の計上から始まったとしても、異とするには当たらない。

その点、修繕の場合には、どうであろう。修繕費というものを字義どおりに受取れば、修繕がなされるとしたら、その以前に、機械に、何らかの損傷があったと考えなければならないのではないだろうか。ここでは、そのことを前提にして、その妥当な道筋を筆者なりに描けば、次のような仕訳になろう。

図表 8

- ① 損傷費20, 機械20
- ② 修繕労働用役20, 現金20
- ③ 修繕費20, 修繕労働用役20
- ④ 機械20, 修繕費20

6) 7) 厳密には、買掛金の妥当な仕訳は、[支払利息10, 買掛金10] [買掛金110, 現金110]であり、また、借入金の妥当なそれは、[支払利息10, 借入金10] [借入金110, 現金110]であるが、ここでは簡便法で処理した。

上記の仕訳は、修繕が必要になった理由とか修繕がなされる経緯とかといった、計算対象の経済的性質に着目するかぎり、とりたてて異とするには当たらない。しかし、もっぱら意思決定有用性に囚われ、計算対象の論理など考慮しない今日の会計理論の立場からすれば、こうした仕訳は、理解し難いかもしれない。そこで、既に述べてきたところではあるが、若干の説明を加えておこう。

修繕が必要になるとしたら、上述のように、まずもって機械に何らかの損傷が想定されなければならない。したがって、機械の生産的役立ちの毀損が、何時の時点にか顕在化するはずである。もっとも、その金額を客観的に測定することは困難なので、ここでは、修繕に要する金額を負担してまで修繕するいじょう、少なくともその要修繕額だけは、その機械の生産的役立ちが減少したとみることにしよう。かくして、①の20という数値は、要修繕見積額に他ならない。

そして、その損傷は、修繕労働用役の購入・費消によって修繕されなければならない。それが②③の仕訳であり、これは、図表3の正則法として述べたとおりである。

このように修繕がなされると、修繕労働用役が機械に価値移転し、機械の生産的役立ちの減少部分が、回復される。それが④の仕訳であり、そこにおける価値移転の論理は、図表4における改良事象および製品生産事象で述べたとおりである。

このように考えると、機械の生産的役立ちの減少部分は、修繕という営為により治癒されるのであるから、一方、修繕費はいわば一時的な経過勘定にすぎず、機械に転化してしまうし、他方、そのことによって機械の価値あるいは評価額は、変わらない。その点、損傷という損失があった事実だけは、消え去ることはない。①から④を整理すれば、最後は、[損傷費20、現金20]となり、損益計算書に計上されるのは、損傷費であり、一般に主張されているような修繕費ではないのである。図表8の考え方に立つかぎり、修繕費を損益計算書に計上することは、理論的に誤りであるということになる。

しかし、意思決定有用性という観点は、ともすれば、損益計算書における利益額と情報利用者の意思決定との関係だけを重視するので、その利益額の内訳項目がどのような内容をもっているのかということは、さしたる問題ではないということになろう。修繕費であろうが損傷費であろうが、結果的にキャッシュアウトフローが適切に費用として期間配分されていれば、大過ない、という見方になりがちのようである。しかし、本当に、それでよいのであろうか。

図表8の仕訳が修繕事象の実相であるとするならば、意思決定有用性への固執から一步身を引き、会計の計算対象の論理に着目することが、重要なのではないだろうか。計算対象の重視は、いくら強調しても、強調しすぎることはないであろう。

× × × × ×

以上のⅠおよびⅡで検討したことを総括しておこう。会計実践には、上記のように、簡便法あるいは誤った処理方法が含まれているのである。そこで、各事象について、妥当な処理方法を筆者なりに索出したが、それを対比的に示せば、図表9のようになる。

問題は、今日、会計理論を根本的に規定しているとみなされている意思決定有用性概念、あるいはその理念を体現した財務諸表中心観によって、ある会計処理が簡便法あるいは誤った処理方

図表 9

簡便法あるいは誤った処理方法	妥当な処理方法
現金 10, 受取利息 10	貸付金 10, 受取利息 10 現金 10, 貸付金 10
商品110, 買掛金110	商品100, 買掛金100
修繕費 20, 現金 20	損傷費 20, 現金 20

法であることを発見できるのか、さらには、それを是正した妥当な処理方法を索出できるのか、という点である。つまり、いくら投資家の意思決定への役立ちといった概念を持ち出したところで、「受取利息の相手勘定が、現金なのか当該金融資産（貸付金）なのか」、「入帳時に買掛金に割当てられる数値が、現金売りの金額100なのか掛売りの金額110なのか」、そして「いわゆる修繕にかかわる経済事象について損益計算書に計上されるべき費目が、修繕費なのか損傷費なのか」といった選択を合理的に解決することは、不可能であろう。換言すれば、語用論の観点から、投資家の意思決定のためには、「受取利息の相手勘定は、貸付金でなければならない」とか、「入帳時の買掛金の評価額は、現金買いの金額100でなければならない」とか、「修繕にかかわる経済事象について、損益計算書には損傷費が計上されなければならない」とかといった議論は、無意味であろう。そうした議論は、意味論の視点から、それぞれの勘定科目に関する経済事象の経済的性格、より具体的には、当該勘定科目の損益産出活動の実相を検討することによってしか、解決に至らないのである。

このように、意思決定有用性概念の空疎性を認識しないかぎり、会計理論は、遠からず、社会からの信頼を喪失してしまうのではないだろうか。

Ⅲ 「ある会計」・「あるはずの会計」・「あるべき会計」

以上のように、現行会計実践においては、受取利息の相手勘定が当該金融資産ではなく現金である仕訳が一般に認められているし、買掛金の入帳額にしても現金買いの数値ではなく掛買いの数値で測定されているし、さらに、損益計算書には損傷費ではなく修繕費という費目が計上されている。

冒頭において、規範理論との対比で、説明理論の対象は、「ある会計」であると述べたが、その「ある会計」とは、実は、このように、簡便法さらには誤った処理方法を含んだものとしての会計実践に他ならない。そうであれば、こうした会計実践（「ある会計」）を対象にして説明理論を構築するならば、そうした会計実践の混乱を反映して、会計「理論」そのものが、整合性を喪失してしまうであろう。そのように整合性の欠如したものが、はたして、理論と言い得るのか、問題なしとしない。会計「理論」に、カッコ（「」）を付した所以である。

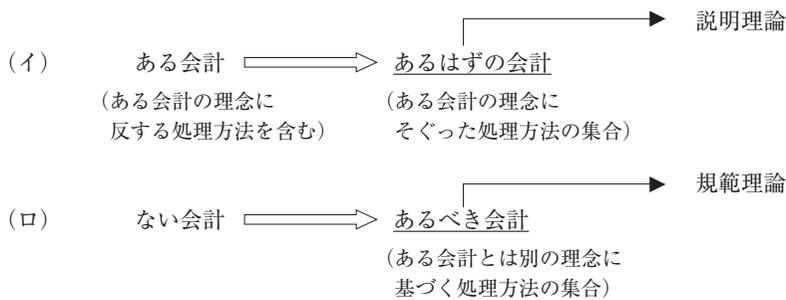
この点につき、本稿は次のように考えている。すなわち、ここで、「ある会計」に対して、正則法および妥当な処理方法の集合を「あるはずの会計」とよべば、この「あるはずの会計」こそ

が、会計理論の対象をなしているのである。ただし、そのように、会計理論の対象が「ある会計」でないとすると、その会計理論は説明理論たり得るのか、という疑問が生じよう。しかし、その点は、冒頭でふれた規範理論の対象をなす「あるべき会計」を想起することによって、氷解するであろう。すなわち、規範理論においては、任意の価値判断によって計算目的が措定されるのであるから、その具体的な処理体系が「ある会計」に行き着く必然性は、ない。むしろ、複式簿記情報としての会計情報は、量的にみて、情報一般のうちの九牛の一毛にしかすぎないであろう、「ある会計」に辿り着く蓋然性は、きわめて低い。つまり、「ない会計」（会計としては存在しない情報）なのである。要するに、今日のところ、会計としては存在していない（あるいは会計とはよばれていない）情報であり、したがって、将来「あるべき会計」に他ならない。このように、「あるべき会計」というのは、「ない会計」にかかわっているのである。

それに対して、「あるはずの会計」というのは、「あるべき会計」とは異なり、けっして、「ある会計」と無縁ではなく、むしろ、「ある会計」の根底にある理念（計算目的）にそぐう処理体系なのである。つまり、「ある会計」における簡便法あるいは誤った処理方法は、「ある会計」の根底にある理念（計算目的）に反しているのであるから、その理念に適った「あるはずの会計」からの逸脱とみなさざるを得ないのである。そのかぎりでは、もともと、合理的に説明することなど、不可能なのである。したがって、「ある会計」における簡便法さらには誤った処理方法を説明できないからと言って、説明理論の資格に欠ける、ということとはできない。むしろ、ある処理方法が簡便法であること、あるいは誤った処理方法であることを明確に断定できることこそが、説明理論であることの証左とも言えるのである。

以上を示せば、次のようになろう。

図表10



「あるはずの会計」にかかわる説明理論も、「あるべき会計」にかかわる規範理論も、共に、現行の会計実践に相当する「ある会計」に対して、不満をもっており、何らかの改善意識がある点では、共通している。しかし、その改善意識の方向は、正反対である。すなわち、「あるべき会計」の形成を企図する規範理論の立場は、「ある会計」の根底にある理念（計算目的）そのものに対して否定的なのである。したがって、「ある会計」の理念（計算目的）を放棄し、それに換えて別の理念（計算目的）を措定しつつ、その理念（計算目的）のもとに、「あるべき会計」を形

成しようとするのである。

それに対して、「あるはずの会計」の形成を企図する説明理論の立場は、「ある会計」の根底にある理念（計算目的）そのものについては肯定的であり、ただ「ある会計」の処理方法の一部が、その理念（計算目的）にそぐっていない点を問題視するのである。したがって、そうした一部の処理方法を是正することによって、「ある会計」の理念（計算目的）のもとに「あるはずの会計」という首尾一貫した処理体系を構築しようとするのである⁸⁾。

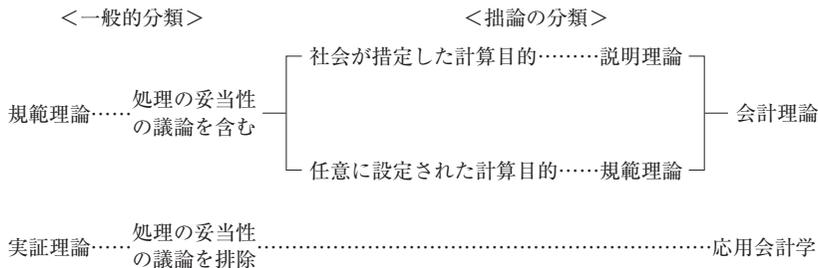
以上のように、説明理論としての会計理論は、首尾一貫した説明理論の構築を企図しているのであるから、「ある会計」に準拠しつつも、そこに含まれている簡便法あるいは誤った処理方法を是正することによって、「あるはずの会計」を構築しなければならないのである⁹⁾。

8) ただし、この「あるはずの会計」に包摂される会計処理は、会計理論によって決定されるのであるから、「あるはずの会計」が定まる以前に、会計理論が存在していなくてはならない。その意味では、「あるはずの会計」をもって、会計学（会計理論）の対象と表現することは、必ずしも妥当ではない。しかし、ここでは、理論の説明すべきものが「ある会計」ではない規範理論との対比において、会計理論の対象は、「あるはずの会計」とみておこう。

9) 本文においては、規範理論と説明理論というふたつの理論類型を識別したが、一般的には、むしろ、規範理論に対しては、実証理論という理論類型が、対比されているようである。そこで、この一般的分類との相違に若干ふれておこう。

一般に言う規範理論というのは、おそらく、会計処理の妥当性に関する議論を含む理論類型を意味しているようである。すなわち、会計処理を論ずるかぎり、究極的には、計算目的の問題に行き着くが、その計算目的の是非は、結局のところ、価値判断に帰着する。そのために、会計処理の妥当性を論ずる理論類型は、規範理論とよばれているのではないだろうか。その点、いわゆる実証理論は、会計処理の是非それ自体を議論しないので、価値判断を含まないものとして、規範理論に対峙させられているのではないだろうか。

これを、拙論の説明理論と規範理論との分別と対比すれば、次のようになろう。



筆者は、会計処理の是非それ自体を論じない実証理論は、会計理論そのものではないと考えている。ここでは、会計の社会的意義が探求されているという意味で、応用会計学とでも言うべきなのではないだろうか。

他方、会計処理の妥当性を論ずるのが会計理論であるが、この会計処理の是非を論ずるかぎり、たしかに、計算目的の問題に行き着く。しかし、この計算目的の処遇には、ふたつの相違する立場がある。ひとつは、意思決定有用性に基づいて、任意に設定する立場であり、これが理論構築の起点になるのである。その場合には、個人的な価値判断が介入せざるを得ないので、筆者は、これだけを規範理論とよぶのである。それに対して、社会的に認められた計算目的の場合には、その価値判断を下したのは、社会に他ならない。説明理論は、そうした計算目的の存在を所与の前提にして、それがどのようなものなのかを発見することを企図している。したがって、そこには、個人的な価値判断が関与することはない。そうした意味で、規範理論ではなく、説明理論のカテゴリーに属していると言うことができると筆者は考えている。